

4 高齢者・障害者のＩＴ利用を促進する非営利活動等の支援に関し、求められる当面の方策

3で示した課題を踏まえ、高齢者・障害者のＩＴ利用を促進する非営利活動等の支援に関し、国に求められる当面の方策及びこれに関連して、他の関係する主体に期待される取組は、以下のとおりである。

なお、こうした方策の実行に当たっては、全体を通じ、関係省庁との間で適正な役割分担をしつつ、有効な連携を十分に図るとともに、方策の成果をできる限り定量的に評価できる基準を定めることが必要である。

（1）高齢者・障害者のＩＴ利用を促進する非営利活動の支援に関し、求められる当面の方策

① 活動を行う団体の地域間連携に関する方策

（ア）団体の組織化

各地域のシニアネット、パソコンボランティアなど、高齢者・障害者のＩＴ利用を促進する非営利活動を行う団体間の連携を図るため、各団体が加盟する団体を組織化することが求められる。この組織化に当たっては、各団体の活動を阻害しないよう、加盟の方法・要件などにおいてできるだけ緩やかな形態を採るとともに、高齢者・障害者のＩＴ利用促進に関わる人的資源を分散させないよう、既存の枠組みの活用によって、それぞれの取組の利点を生かす取組を進めることが望ましい。

なお、シニアネット、パソコンボランティアなど、高齢者・障害者のＩＴ利用を促進する非営利活動を行う団体においては、これらの組織に主体的、積極的に参加することにより、実効性のある連携のための体制づくりに取り組むことが期待される。

（イ）ポータル・サイトの構築

非営利活動を行う団体間の連携に際しては（ア）に示した組織面での取組だけでなく、日々の活動における情報の共有・集約に資するよう（ア）に示した組織を通じ、各団体に関する情報を集約した、全国レベルのポータル・サイトを構築することが求められる。このポータル・サイトについては、広く情報の共有・集約を図れるよう、非営利活動を行う団体に限らず、一般の人々に情報の提供・入手が可能とすることが望ましい。

なお、シニアネット、パソコンボランティアなど、高齢者・障害者のＩＴ利用を促進する非営利活動を行う団体や高齢者・障害者団体においては、積極的

に情報を提供することが期待される。

② 各地域における様々な団体間の連携に関する方策

①に示した地域間の連携だけでなく、各地域における様々な種類の団体間の連携が図られるよう、地方公共団体や地域の高齢者・障害者団体、専門機関においては、自らの持つ関連情報の提供や、団体間での情報交換の場の斡旋に努めることが期待される。また、シニアネット、パソコンボランティアなど、高齢者・障害者のIT利用を促進する非営利活動を行う団体においては、こうした機会を活用しつつ、団体間の橋渡し役となる人材の発掘・育成に努めることが期待される。

これに関して、国としては、①（ア）に示した組織を通じ、橋渡し役として必要な技術・能力を備えた人材に対して何らかの資格を認定するなど、社会的認知や意欲の向上に資する支援策を講ずることが求められる。

③ 個々の団体の活動に関する方策

（ア）講師・指導者の育成／講習法・指導法の普及

日常の活動において不足している講師・指導者を育成するため、①（ア）に示した組織又はその他の団体を通じ、講師・指導者に対する研修を実施又は支援することが求められる。

具体的には、シニアネット、パソコンボランティアなどの非営利活動を行う団体のうち先進的な取組を進める団体のノウハウを活用し、標準的な講習マニュアル・教材を制作し、広く他団体の利用に供することや、これらを活用した講習・指導のモデルケースを実証的に提示することなどが考えられる。

また、特に障害者のIT利用については、障害の種類・程度によって操作能力が多様であるため必要な支援の内容も多様であるとの事情があることから、障害の特性に配慮した指導・助言ができるリハビリテーションエンジニア、障害者施設職員などの専門家、パソコンボランティアに対する指導者、パソコンボランティア自身に対する研修を行うことが、それぞれ求められる。

（イ）拠点となる施設・機材の確保に対する支援

各活動に対する個別的・直接的支援に属し、原則、国として取り組むべきものではなく、必要に応じ、地方公共団体や地域の高齢者・障害者団体、民間企業に期待される方策であると考えられる。

ただし、他地域のモデルケースとなる事例など、一定の場合には、これらに取り組む地方公共団体などを、更に国として支援することも検討する必要がある。この場合には、3（2）に示したとおり、シニアネット、パソコンボラン

ティアなどの非営利活動を行う団体を対象として、特に高齢者・障害者のＩＴ利用を促進する活動を今後、質・量の両面で充実させていく必要性にかんがみ、法人格を持つものの重要性を考慮して、重点的な支援を行うべきものと考えられる。

施設面では、テレワークを目的とした施設整備を支援する「情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業」の用途を、ＩＴ利用を促進する活動などに広げて支援することが考えられる。

また、機材面では、地方公共団体や民間企業と連携し、中古パソコンのリサイクル事業等の実施について検討する必要がある。

（ウ）講習・指導などの活動自体に対する支援

これも（イ）と同様、各活動に対する個別的・直接的支援に属し、原則、国として取り組むべきものではなく、必要に応じ、地方公共団体や地域の高齢者・障害者団体、民間企業に期待される支援策であると考えられる。

ただし、こうした支援だけでは活動自体が極めて困難な場合⁷²など、一定の条件下においては、これらに取り組む地方公共団体などを、更に国として支援することも検討する必要がある。この場合にも（イ）と同様、シニアネット、パソコンボランティアなどの非営利活動を行う団体を対象として、特に高齢者・障害者のＩＴ利用を促進する活動を今後、質・量の両面で充実させていく必要性にかんがみ、法人格を持つものの重要性を考慮して、重点的な支援を行うべきものと考えられる。

④ その他の方策

ＩＴを利用してない高齢者・障害者や広く一般の人々の認識・理解を得るため、説明会・セミナーの開催やパンフレットの作成など、①（イ）に示したポータル・サイトの構築のほか、非電子的な方法・媒体においても、高齢者・障害者のＩＴ利用を促進する非営利活動に関する周知広報を行うことが求められる。

こうした活動に当たっては、単にＩＴの内容だけでなく、ＩＴを利用して何ができるのか、利用者にとってのメリットをわかりやすく具体的に示すことが重要である。

（2）高齢者・障害者向けＩＴの研究開発の成果の実用化の促進に関し、求められる当面の方策

⁷² 講習・指導を行う際、特に配慮すべき点が多く求められる、施設に入所している障害者、重度障害者、重複障害者を対象とする場合など。

① 「高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金」の改善
研究開発の過程における試用・実験にかかる費用など、実用化に向けた要素についての支援を拡充するなど、制度内容の改善を図るとともに、制度の運用面においても、②に示すポータル・サイトを活用した情報提供や申請手続きの簡素化などに取り組むことが求められる。

また、研究開発を行う企業と研究機関やシニアネット、パソコンボランティアなどの支援者との連携を図るため、現在、企業と高齢者・障害者団体の間で開催している「高齢者・障害者向け情報通信技術の研究開発に関する意見交換会」の参加者の範囲を拡充するなど、実効性のある研究開発支援策を探ることも必要となる。

なお、企業はもちろんのこと、シニアネット、パソコンボランティアなどの支援者や高齢者・障害者団体においては、これらの機会を積極的に活用することが期待されるほか、国においては、②に示すポータル・サイトを活用するなどして、研究開発の内容に関する情報を広く公表し、研究開発の質の向上に努める必要がある。

② 実利用の促進

高齢者・障害者のIT利用を実利用の局面で促進する国の事業においては、高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金など研究開発施策における成果を、対象品目に積極的に追加してその実用化と普及を促すなど、研究開発を行う企業の意欲向上に努める必要がある。

また、企業が開発した製品・サービスに関する情報や、利用者とのマッチング機能を備えたポータル・サイトの構築や、説明会・セミナーの開催やパンフレットの作成など、周知広報に努めることも求められる。

これについても、①と同様、シニアネット、パソコンボランティアなどの支援者や高齢者・障害者団体において、これらの手段を積極的に活用することが期待される。